

(議長)

日程第5 報告第1号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

報告第1号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

担当課長の概要説明をもって報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは、平成23年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、要点のみ説明申し上げます。

最初に、議案の2ページをお開き願いたいと思います。議案の2ページ「健全化判断比率報告書」でございます。

いわゆる、健全化判断の4つの指標について示したものでございます。

カッコ内は、早期健全化の基準値でございます。

左から、「実質赤字比率」とそれから次の「連結実質赤字比率」、これにつきましてはそれぞれ数値が生じてきませんので、「なし」という事になります。

次の「実質公債費比率」、いわゆる公債費が財政に及ぼす影響でございます。これにつきましては、20.0%でございます。基準値が25.0%でございますので、5ポイント下回ったという事になります。

議案の12ページを大変申し訳ないですが、お開き下さい。議案の12ページにですね、今の実質公債費比率の算定式が少しややこしいんですけどもございます。横になりますけども、真ん中ですね、右端の所に20.0という数字が出たという事になります。左側にですね、各年度の比率がそれぞれ記載されて

おります。例えば23年度の単年度でありますと、15.799%と15.8%という事になります。実質公債費比率は、3カ年の平均値でございますので、この平均で20.0%ということになったという事になります。

また戻ります。すみません。議案の2ページに戻りまして、将来負担比率でございます。いわゆる将来支払う可能性のある負担の一般会計に対する比率でございます。これは、116.4%となったところでございます。

将来負担比率の算定につきましても、先程の12ページの次、13ページにですね、計算式がございます。記載のとおりでございます。

また、監査委員の審査意見書は、これは4ページ以降のとおりでございますのでこれは割愛させていただきます。

「実質公債費比率」、それから「将来負担比率」、共に基準を下回ってはございません。引き続き、財政の健全化に努めて参る所存でございます。

続きまして、3ページをお開き下さい。3ページは「資金不足比率報告書」でございます。

これにつきましても、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

記載の通り、水道会計を含めまして4つの特別会計につきまして、「資金不足比率」を示した所でございますが、計算上生じてございませぬのでこれも「なし」という事になります。

監査委員の意見書は、14ページ以降に記載の通りでございますので、割愛とさせていただきます。

以上が概要でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

報告第1号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率については終結いたします。

日程第6 報告第2号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

報告第2号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、平成24年8月27日をもって専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」(補足説明)

それでは私の方から「和解及び損害賠償額の決定について」説明させていただきます。

1、当事者 江差町です。乙が江差町字中歌町198番地の1、ヤマト運輸株式会社江差追分支店 支店長 大坂 陸王氏であります。

2つ目の事故の概要でございますけども、

(1)平成24年7月31日午前11時45分頃において、甲が管理する茂尻児童公園の草刈作業中、小石が跳ね、公園に隣接する町道を走行中の乙所有トラックに接触、運転席側ガラスを全壊させたものでございます。

(2)甲及び乙は、上記に起因する損傷について甲の負担と責任において補修する事として交渉を進め、和解することで合意を得たものでございます。

3つ目の和解及び損害賠償額の概要でございますけども、

(1)甲及び乙は、上記に起因する車両の補修に係る費用が29,085円であると確認し、甲の加入する損害賠償保険にて補修するものいたしました。

(2)甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない事で和解をいたしました。以上で「和解及び損害賠償額の決定について」の報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

本案については、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告第2号については、終結いたしました。

次に、日程第7から日程第16までの各議案について、「平成23年度における各会計の決算認定」であります。

認定第1号「平成23年度 江差町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第10号「平成23年度 江差町水道事業会計決算の認定について」までの、各会計決算認定の10議案についてを一括して議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

認定第1号から第10号まで一括提案となりました、「認定第1号 平成23年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について」、及び「認定第2号から第9号までの各特別会計歳入歳出決算の認定について」、並びに「認定第10号 平成23年度江差町水道事業会計決算の認定について」でございます。

10会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

認定第1号から第10号まで、ご審議の上、認定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

ただいま一括議題となりました、認定第1号から認定第10号までの各議案

について、「平成23年度江差町各会計決算審査特別委員会」に付託の上、閉会中の審査とすることとし、また、審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定による「検閲・検査」の権限を、特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、認定第1号から認定第10号までの決算認定については、「平成23年度江差町各会計決算審査特別委員会」に付託の上、閉会中に審査することとし、また、審査にあつては、地方自治法第98条第1項の規定による「検閲・検査」の権限を特別委員会に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、本日の会議は、これで散会することに決定いたしました。

さらに、お諮りします。

平成23年度 各会計決算審査特別委員会の審査のため、本日から決算審査特別委員会終了まで、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、本日から決算審査特別委員会終了まで、休会することに決定いたしました。

これで散会いたします。

どうもご苦労様です。

閉 会 13:40